

ピグマリオン 豊中桜ノ庄 運営規程

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、株式会社ピグマリオンが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 前各項のほか、『豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）』、『豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第11号。以下「指定地域密着型サービス基準条例施行規則」という。）』、『豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）』及び『豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年豊中市規則第15号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例施行規則」という。）』に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ピグマリオン 豊中桜ノ庄
- (2) 所在地 豊中市庄内栄町2丁目11番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) ホーム長（管理者） 1名（常勤、2ユニット兼務及び計画作成担当者と兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 各ユニット1名

(ユニット1：管理者兼務、ユニット2：非常勤 介護支援専門員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 常勤3名、非常勤12名

但し、業務の状況により増員することができるものとする。

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、18名とする。

(ユニット1 9名、ユニット2 9名)

(介護の提供内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (3) 日常生活上の世話
- (4) 日常生活の中での機能訓練
- (5) 相談、援助

(介護計画の作成等)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第8条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その額の介護保険における「負担割合証」に記載されている自己負担割合とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 敷金

入居時に敷金 334,000 円（内訳：原状回復費、家賃・水光熱費担保）の支払を受ける。

- | | |
|--------|-----------------------|
| 原状回復費 | 入居後3ヶ月以内に退去された場合は全額返金 |
| 家賃担保 | 退居時に未納金が無ければ全額返金 |
| 水光熱費担保 | 退居時に未納金が無ければ全額返金 |

(2) サービス概要と毎月の利用料

	用 途	価 格	
1	家賃	78,000 円/月 (2,600 円/日)	共有部分の保守・清掃・空調・消耗品等の共益費込み賃料
2	水光熱費（管理費含む）	17,000 円/月 (566 円/日)	水道・電気・ガス代金 保守点検費・修繕費
3	食材料費	45,000 円 (1,500 円/日) 内税	内訳:朝 300 円・昼 600 円・夜 600 円
4	おやつ代	100 円/日 内税	
5	おむつ代	100 円/枚 内税	
6	理美容代：実費	実費	
7	趣味等にかかわる特別なレクリエーション代	特別に必要な材料費等は実費	希望によりレクリエーションに参加していただく場合
8	外出時のご利用者の食事代	実費	
9	ご利用者の嗜好による物品の購入	実費	
10	複写物の交付	実費 (10 円/枚)	サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物として必要とする場合は実費をご負担いただきます。

- 前表に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 前各項の利用料金等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 利用料の支払いは、原則として指定口座からの自動引落し。（毎月 27 日）
但し、家賃、水光熱費は前月 27 日までの支払い。
- 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明する。
- 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(事業継続計画の策定等)

第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の返上を行うものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(非常災害対策)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。（内1回は夜間の災害を想定した訓練を行う。）

3 前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるように努める。

(損害賠償)

第13条 事業所は、その責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じる事がある。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規程による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記載する。
- 4 身体拘束適正化検討委員会を設置する。3ヶ月に一回以上の委員会を開催し、身体拘束廃止に向けての検討を行う。
- 5 身体拘束適正化委員会を中心とし全ての従業員に対して年2回以上の研修を行い、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図る。
- 6 身体拘束適正化の為の指針を作成する。この指針は、利用者本人・家族の要望に応じ、いつでも閲覧できる。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下テレビ「電話装置等」という。）を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する事。
 - (3) 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情処理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、

苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 7 若しくは法第 115 条の 17 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項の規程による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

- 第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書により利用者又はその代理人の了解を得る。

（秘密の保持）

- 第 18 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

- 第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護介護従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（運営推進会議）

- 第 20 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、豊中市の職員、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護及び

指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対して活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回以上

- 2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する指定地域密着型サービス基準条例及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例で定める記録を整備し、指定地域密着型サービス基準条例及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例で定める日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ピグマリオンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

この規定は、平成27年2月9日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。